



第百七十一號 (第十五卷) (昭和十年) 七月號

臺灣も合流せよ!!

(卷 頭)

さきに吾輩は、新興の滿洲國が保健と經濟と國際的の三方面からの理由により、今の標準時を改めて、斷然、東經135°の「日本中央標準時制」と同一のものを採用するやう忠言した。滿洲國內の當路者たちへは勿論のこと、わが日本の諸方面の識者たちにも此の意見を發送し、又、去る六月10日の放送にも之れを述べた結果、既に多數の人々の共鳴を得つゝある。近いうちに愈々之れが具體化、實現化を期し、會員及び讀者諸氏の一致協力を待つ次第である。

しかるところ、吾輩が滿洲國の朝野に期待する所は、其のまゝ臺灣にも當てはまる理である。臺灣は我が日本の領土として、所謂「西部標準時制」を用ゐてゐる唯一の地である。しかし此の臺灣が、琉球までも日本々國と共に實行してゐる「中央標準時」を用ゐずに、わざわざ別の「西部標準時」を固守する理由が果して何所にあるか？

強いて地圖上に其の理由を求めると、臺灣島と澎湖諸島との中間を西經120°の線が通つてゐる。しかし、それも嚴密には臺灣全部の少しく西に偏してゐる點に於いて、隅然にも滿洲國の場合と似てゐる。――

とにかく、滿洲へのアツピールの場合に述べたのと全く同じ理由により、吾人は臺灣にも「中央標準時制」への合流をすゝめたい。利益は、やはり經濟と保健と交通上からである。損失は皆無である。殊に臺灣が北緯22°乃至25°の低緯度であるため、滿洲國の場合よりも更に明確に所謂「サンマ・タイム」の利益を一年通じて享受する特權を先天的に與へられてゐる事を忘れてはならない。(山本)